

公益社団法人砂防学会クレジットカード取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人砂防学会（以下、「本会」という。）のクレジットカードの取扱に関わる事項について定め、当該カードの使用を明瞭かつ適正におこなうこと目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「法人カード」とは、銀行及び信販会社又はその子会社（以下「カード発行会社」という。）が法人に対して発行するクレジットカードをいう。

(管理責任者)

第3条 法人カードの保管管理を行うために、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、出納責任者をもって充てる。

(管理責任者の責務)

第4条 管理責任者は、カード発行会社から法人カードを受領したときは、適正に管理するとともに、法人カードを使用とする者（以下「カード使用者」という。）に対し、法人カードの使用の承認と法人カードの貸与を行うものとする。

(法人カードの使用範囲)

第5条 法人において法人カードを使用できる範囲は、法人の業務遂行する上で、法人カードを使用しなければ支払いが行えない物品の購入、役務の提供等に限るものとする。

(カード使用者の責務)

第6条 カード使用者は、法人カードの約款を遵守するとともに、法人カードの使用が第8条第1項各号に掲げる不正使用とみなされないように、善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

2 前項の報告を受けた管理責任者は、直ちに所管する警察署に紛失等の届出を行うとともに、カード発行会社に対しカードの利用停止等の措置を求めるものとする。

(法人カードの紛失盗難等)

第7条 カード使用者は、貸与された法人カードを紛失又は盗難に遭ったときは、速やかにその状況を管理責任者に報告しなければならない。

(法人カードの不正使用)

第8条 法人カードの使用が、次の各号に該当するときは、これをカードの不正使用とみなす。

- (1) 私的に利用した場合
- (2) 第5条に規定する使用範囲を超えて使用した場合
- (3) 法人カードの使用約款に違反して使用した場合

2 管理責任者は、前号各号に掲げる不正使用を発見した場合は、直ちに不正使用された法人カードをカード使用者から回収するとともに、会長にその状況を報告するものとする。

(法人カードの不正使用に対する損害賠償)

第9条 会長は、前条第1項に掲げる法人カードの不正使用により法人に損害が発生したと認めた場合は、カード使用者に対しその損害の賠償を求めるものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、法人カードの取扱について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は令和元年10月8日より施行する。